

大分南警察署協議会

第3回会議の開催状況

第1 開催月日

令和6年12月9日（月）

第2 出席者

協議会 委員 11名

警察署 署長、副署長、地域交通官、総務課長、会計課長、生活安全課長、
地域課長、湯布院幹部交番所長、大南幹部交番所長、刑事課長、
交通課長、警備課長 12名

第3 議事の概要

1 管内概況等の説明

警察署から、

- ・管内情勢、業務推進状況

について説明がなされた。

2 速度取締指針の説明

警察署から、令和7年の速度取締指針の説明がなされた。

3 諮問事項についての意見等

(1) 犯罪防止、特殊詐欺等被害防止対策

ア 委員から、特殊詐欺対策の啓発活動として「高齢者に対する被害防止の対策は、高齢者の集まる会合等で警察官が講話をしているが、そもそも会合に出席しない高齢者もあり、特殊詐欺等の内容を知り得ていない人もいると思われる。民生委員は、高齢者の家庭を訪問する機会があるので、民生委員や社会福祉推進員等と連携をとるのがよいのではないか。民生委員も、訪問する際に何か話題があると、訪問をしやすいと思うので、積極的に活用してみてはどうか。また、講話などは一度しただけでは、理解できないので、同じような話を何度も繰り返して説明した方がよいと思われる」旨の意見がなされ、警察署から「特殊詐欺の被害に遭わないようにするには、多くの人に広報啓発を行いたいと考えている。民生委員等の方と連携して、被害防止のための協力依頼を行い、一人でも被害防止ができればと考えている」旨の説明がなされた。

イ 委員から「警察署の取り組みで、コンビニの電子マネーコーナーに、暖簾を取り付けて、電子マネーを購入する人に注意を呼びかけていることを以前聞いたが、現在もそれを行っているのか」旨の質問がなされ、警察署から「暖簾設置の施策は、令和5年に行ったものであり、管内のファミリーマートに対して設置を依頼し、現在も設置をしている。6年は、新たに設置をした店舗はない」旨の説明がなされた。

ウ 委員から「電子マネーコーナーに、被害防止のための暖簾を設置することは、自己防衛にもなるので是非設置をしてもらいたい」旨の意見がなされた。

(2) 交通事故防止対策

ア 委員から「国道等のセンターラインが、場所によっては摩耗しており、運転しにくい路線がある。センターラインがきれいに引かれていれば、運転もしやすく事故抑止に繋がるのではないか」旨の意見がなされ、警察から「センターラインの管理は、道路管理者になるので、警察で把握したものについては、道路管理者に情報提供したい」旨の回答がなされた。

イ 委員から「横断歩行者のシミュレータ訓練を体験して、横断歩道を渡る場合も、危険がかなり多いことが分かった。横断歩行者は、手を挙げるなどの横断の意思表示することで、事故が防げるのではないか。そのような指導をしたらよいのではないか」旨の意見がなされ、警察から「横断歩道で手を挙げて、横断の意思表示をする行為は、警察庁からの指導事項になっている。講話等の中で、積極的に指導を行いたい」旨の回答がなされた。